最終更新日：2021年6月28日
株式会社ミスミグループ本社
代表取締役社長　大野　龍隆
問合せ先：03-5805-7037
証券コード：9962
https://www.misumi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、社会的使命の遂行とともに継続的な企業価値の増大を目指して経営基盤の強化に取り組んでおり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の主旨を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めた「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項は、本基本方針に網羅しておりますので、本基本方針をご参照ください。

「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」は、当社ウェブサイトに掲載しています。

（日本語）ＵＲＬ：https://www.misumi.co.jp/assets/doc/ir/library/corporate_governance.pdf
（英語）ＵＲＬ：https://www.misumi.co.jp/assets/doc/ir/library/corporate_governance_e.pdf

原則1-3：
基本方針2.(5)「株主の皆様との関係」をご参照ください。

原則1-4：
当社は、2021年3月末時点において政策保有株式を保有しておりません。

原則1-7：
基本方針4.(1)「取締役会の役割」をご参照ください。

原則2-6：
当社は、確定拠出年金制度を導入しており、企業年金の積立金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

原則3-1 (i)：
基本方針2.(1)「株主の皆様との関係」をご参照ください。

原則3-1(ii)：
基本方針1.「コーポレートガバナンスの原則」をご参照ください。

原則3-1(iii)：
基本方針4.(5)「取締役の報酬」及び、Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
1．機関構成・組織運営等に係る事項　［取締役報酬関係］　「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

原則3-1(iv)(v)：
基本方針4.(3)「取締役の選解任」をご参照下さい。
取締役の個々の選任理由につきましては、「第59回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類をご参照ください。「第59回定時株主総会招集ご通知」は、当社ウェブサイトに掲載しています。

補充原則4-1-1：
基本方針4.(6)「取締役会の運営」をご参照ください。

原則4-9：
基本方針4.(4)「独立社外取締役」をご参照ください。

補充原則4-11-1：
基本方針4.(2)「取締役会の構成」をご参照ください。

補充原則4-11-2：
基本方針4.(3)「取締役の選解任」及び基本方針5.(2)　「監査役の選任」をご参照ください。

補充原則4-11-3：
当社は、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」の4 (6)において、「取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う」と定めております。2020年度の評価プロセス及びその評価結果の概要は以下のとおりです。

＜評価プロセス＞
当社取締役会の実効性に関する自己評価について、取締役・監査役に質問票を配布し回答を得ました。指定された評価メンバーが、回答の集計結果、当年度の取締役会開催状況、議事内容および発言状況等を踏まえて協議のうえ、分析・評価を行いました。

＜評価結果＞
当社取締役会は、以下のとおり、その実効性が充分に確保出来ていると評価しました。
・取締役会の議案の審議においては充分な時間が掛けられるとともに、出席者からの発言も活発で真剣な議論がなされており、適切な意思決定及び執行に対する監督が行われている。
・社外取締役及び社外監査役はそれぞれの専門的見地より積極的な発言を行うなど、一層の議論の活性化を促進している。またその意見は当社経営の意思決定プロセスに充分反映されている。
・当社の取締役会の役割機能や運営方法について、実効性を高めるための工夫が継続的に施されており、取締役会の審議の活性化、執行への監督指導の充実化に繋がっている。

今後は、将来の事業の一層の成長およびグローバル化への対応を見据えたあるべき取締役会に向け、取締役会の役割、機能、運営および議題について改めて議論すると共に、社内取締役・社外取締役の人数や構成および知識・経験・能力のバランスを検討してまいります。

補充原則4-14-2：
基本方針4.(7)「取締役の研修・研鑽」及び基本方針5.(4) 「監査役の研修・研鑽」をご参照ください。

原則5-1：
基本方針2.(4)「株主の皆様との関係」をご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行	49,153,800	17.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	35,411,500	12.46
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	15,349,605	5.40
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	7,305,191	2.57
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	6,678,500	2.35
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	5,489,700	1.93
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,491,817	1.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,292,056	1.51
BYNM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	4,186,964	1.47
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	3,673,827	1.29

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」については、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野庸一	他の会社の出身者											
清水新	他の会社の出身者								△			
栖関智晴	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野庸一	○	中野庸一氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	中野庸一氏は、2019年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するグローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できると判断したためです。

清水新	○	清水新氏は、独立役員であります。 同氏が過去に所属していたアクセンチュア株式会社と当社の間に取引はありますが、取引額は同社および当社の取引規模からして僅少であり、主要な取引先には該当しないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	清水新氏は、2020年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有する長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できると判断したためです。
栖関智晴	○	栖関智晴氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	栖関智晴氏は、エレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業において経営者を歴任され、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、当社グループの経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できると判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役3名、代表取締役会長および代表取締役社長から構成され、委員長は社内取締役がその任に就いております。報酬委員会では、各委員の合議にて、役員の報酬等の適切な報酬水準について審議・決定する仕組みをとっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、監査役3名中2名が社外監査役であります。社外監査役のうち1名が弁護士、1名が公認会計士であり、法令及び会計に精通している立場から監査することにより、企業行動の透明性及び財務上の数値の信頼性を一層高めております。
各監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び実施計画に従い監査活動を実施するとともに、経営意思決定に係わる主要な会議には常任メンバーとして出席し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っております。

当社は、内部監査部門として代表取締役会長直属の内部監査室を設置しています。内部監査室は執行部門に対して内部監査を実施し、指摘事項とその改善案を記載した内部監査報告書を作成し、代表取締役会長へ報告するとともに、監査役及び被監査部門に提出します。不備事項が指摘された場合は、該当部門において改善計画が立案・実行され、内部監査室がその改善結果を監視する体制を取っています。

監査役と内部監査室は、月1回の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野末寿一	弁護士													
青野奈々子	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野末寿一	○	野末寿一氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験、当社および他の企業での社外監査役・社外取締役としての豊富な経験等を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たしていただいております。今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したためです。
青野奈々子	○	青野奈々子氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見および経営者や監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たしていただいております。今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社、子会社及び関連会社の業績向上へのインセンティブを高め、積極的な事業展開により業績向上を図ること、及び優秀な人材の確保を目的として、業績連動型報酬及びストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社、子会社及び関連会社の業績向上へのインセンティブを高め、積極的な事業展開により業績向上を図ること、及び優秀な人材の確保を目的として、上記対象者に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

株主総会の決議(2014年6月13日定時株主総会)による取締役の報酬の額は年額11億円以内(うち社外取締役4千万円以内)であり、その報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与及びストックオプションとしての新株予約権は含んでおりません。当該報酬とは別枠で2021年6月17日開催の第59回定時株主総会において、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション(ストック・オプションAプラン)の額を年額2億2千万円以内、中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション(ストック・オプションBプラン)の額を年額6億3千万円以内と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ.役員報酬の基本方針および構成
当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針としております。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」と、非金銭報酬としての「ストック・オプション」の3つで構成します。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とします。
(1) 基本報酬
基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給します。
(2) 業績連動報酬(賞与)
業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案のうえ各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給します。
(3) 非金銭報酬(ストック・オプション)
非金銭報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的でストック・オプションとし、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション(ストック・オプションAプラン)と中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション(ストック・オプションBプラン)の2種類とします。Aプランについては、各役員が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与し、Bプランについては各役員の貢献度の評価を行い、在位する役職に応じた一定の範囲内で、いずれも毎年一定の時期に付与するものとします。

ロ. 基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の額の割合
当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定します。なお、業績連動報酬の額とストック・オプションBプランの付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得ます。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定方法
取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役社長が報酬案を作成の上、社外取締役、代表取締役会長および代表取締役社長で構成される報酬委員会にて各委員の合議の上決定することとします。なお、ストック・オプションについては、同様の手続での報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行います。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

会議体運営事務担当を設置し、同担当が社外取締役及び社外監査役との調整・連絡業務役を担っております。やむなく取締役会に欠席する場合は、当該取締役及び監査役に対し、会議体運営事務担当から速やかに資料及び議事録の送付を実施し、常に情報を共有できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、以下の通り、取締役会、グループ本社役員会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

当社の取締役会は、ミスミグループの戦略的な方向付けを行い、重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役並びに本部、企業体及びプラットフォームの代表執行役員の職務の執行を監督・指導する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負っています。

また、ミスミグループの内部統制システムの運用状況、行動規範の実践状況及び内部通報制度の運用状況について定期的に評価及び必要な見直しを行います。

取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、原則として月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営及び事業上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行を監督しております。

グループ本社役員会は、社外取締役を除く取締役6名並びにミスミグループ本社、本部、企業体及びプラットフォームの経営執行役で構成され、原則として月1回開催し、監督と執行の両面での強化を図っております。

当社グループの事業については「本部」及び「企業体」を、事業サポート・サービス機能については「プラットフォーム」をそれぞれ発足させ、本部・企業体・プラットフォームに権限と責任を委譲し、ミスミの営業組織を持つ事業部門と駿河生産プラットフォームの製造部門との製販一体の経営の実現と、意思決定の迅速化を図っております。

ミスミグループ内の各本部、企業体及びプラットフォームにおいて企業体経営会議等の会議体を設け、意思決定プロセスの明確化を図っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役の職務執行の監査を行っているほか、会計監査人及び内部監査室との連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役設置会社であり、取締役会には3名の社外取締役及び2名の社外監査役を有しています。

取締役会においては、社外取締役を含む取締役が取締役会での経営及び事業上の重要な意思決定ならびに業務執行を監督し、また、社外監査役を含む監査役が法令及び会計に精通している立場から監査することにより、経営の健全性確保を図る体制としております。

当社では、このようなコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能しており、適切な体制であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年度の定時株主総会の招集通知は、6月17日の総会開催日に対して、6月1日に発送しました。また、招集通知の発送に先駆けて、5月24日に当社ホームページにおいて招集通知を掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	例年集中日を避けて株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文版招集通知を作成し、和・英文版とも発送前に当社ホームページに掲載しております。
その他	新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年開催しておりました株主経営説明会、および商品展示ブースを本年も中止とさせて頂きました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに日本語、英語とも作成し、公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎の決算説明会や投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに毎月の売上状況及び決算資料などを掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・リレーション室にIR・SRチームを設置しており、機関投資家のIR個別取材対応、個人投資家からの質問等に随時対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社連結子会社である駿河生産プラットフォーム、Dayton Lamina Corporationなどの国内外主要工場にてISO14001を取得しており、環境活動方針に沿った管理運営を行っております。また、次世代のものつくり人材を支援するためＣＳＲ活動にも積極的に取り組んでおります。その内容は、アニュアルレポートや当社ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役会は、2015年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

⑴ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。

⑵ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ミスミグループ本社及びその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。

・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役会に報告する。

⑶ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。

・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。

・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言及び指導を行う。

⑷ 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令及び定款に適合することを確保する。

・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制とする。

・法令や規程・社内ルールに対する違反、及び違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。

⑸ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ミスミグループ本社は、各子会社の業績及び業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。

・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。

・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。

・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

⑹ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。

・監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。

⑺ 当社の監査役への報告に関する体制

・監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。

・ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。

・監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。

・内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。

・監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。

⑻ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に対しては、「ミスミグループ行動規範」において反社会的勢力との関係断絶を遵守事項として定めており、ミスミグループ全体として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み対応しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1.基本方針
当社は、株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。金融商品取引法や東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社の事業運営の理解に有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

2.社内体制
⑴ 適時開示に該当する可能性のある当社グループの情報は、情報開示担当部署である、コーポレート・リレーション室に集約されます。
⑵ 適時開示の要否は、情報開示担当部署を中心に、金融商品取引法や東京証券取引所の適時開示規則に基づいて判断しております。
⑶ 情報開示担当部署は、上記により把握された情報を遅滞なく会長および社長に報告し、決定事実および決算情報については取締役会承認後、発生事実については発生後、直ちに適時開示を行います。

3.方法
東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同取引所へ事前説明後、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録し公開しています。また、同取引所内記者クラブ「兜倶楽部」を通じてすみやかに報道機関に同一情報を提供すると共に、当社ウェブサイト上にも遅滞なく同一資料を掲載しております。

コーポレート・ガバナンス体制

